

## 令和8年度児童虐待防止に係る広報啓発業務委託仕様書

### 1 業務の名称

令和8年度児童虐待防止に係る広報啓発業務

### 2 業務の概要

兵庫県こども家庭センター(児童相談所)における児童虐待相談受付件数<sup>\*</sup>は年々増加傾向にあり、問題の顕在化が進むとともに、依然として高い水準で推移している。児童虐待の重篤化を防ぐためには早期発見が重要であり、地域住民一人ひとりの気づきが発見の端緒となる場合も少なくない。

そのため、社会全体における意識の醸成を図るとともに、適切な相談・通告に対する理解の促進及び行動喚起を一体的に推進することが不可欠である。

本業務では、対象者の属性(年齢、生活環境、情報接触行動等)や相談・通告に対する心理的ハードル(ためらい、不安、誤解等)を分析し、行動変容を促す広報戦略を策定する。さらに、インターネット広告やSNS等のデジタル媒体を活用し、対象者に適時・適切にリーチする、効率的かつ継続的な情報発信を行う。

※ 令和6年度:約5,700件、そのうち心理的虐待が約3,500件(約6割)

### 3 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 事業費

2,500,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

### 5 業務の内容

当該事業を受託する者(以下、「受託者」という。)は、以下に従い業務を実施する。

#### (1) 広報戦略とそれに基づく広報手段

ア 受託者は、児童虐待防止に資する効果的な広報戦略を提案し、兵庫県(以下、「委託者」という。)と協議の上、実施すること。

イ 広報戦略の策定にあたっては、ターゲット(こども、保護者、周囲の大人等)の年齢層、行動特性、心理的要因等を分析し、訴求内容及び広報手段に反映させること。

ウ 広報手法については、インターネット広告及びSNS広告等を基本とし、その他の効果的な手法がある場合は、具体的に提案すること。

エ 特に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(毎年11月)」の期間は、集中的に取り組むこと。

## (2) 広報媒体の検討等

ア 広報媒体は、検索連動型広告（Google、Yahoo!等）及びSNS広告（Instagram、LINE、X等）を基本とし、媒体ごとの特性を踏まえた活用を図ること。

イ 広告に使用する素材は、媒体の特性に応じたバナー等を複数種類作成すること。

ウ ランディングページについては、既存ページの活用・改善又は新規作成を含め、相談窓口への誘導効果を高める手法を提案し、実施すること。

<参考>

令和7年2月以降使用しているランディングページ「ひょうご児童虐待ゼロプロジェクト (<https://hyogo-helpkids.com>)」

## (3) 効果測定

予め目標値を設定した上で広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価の低減に向けた改善策（キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの見直し等）について、定期的に委託者に報告すること。

また、当該改善策について委託者と協議の上、実施すること。

## (4) 実績報告書

実績報告書には、以下の内容を含めること。

ア 業務の実施内容（経費内訳等）

イ 広告配信の効果

ウ 媒体別の実績

エ 属性分析（ターゲットの年齢・性別等）

オ 効果検証結果

カ 今後の改善提案

## 6 業務上の留意点

(1) やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となった時には、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 本業務の進め方について、委託者と密に協議、連絡・調整の上、適切なスケジュール管理を行うこと。

なお、本業務の目的達成のため、委託者の指示により委託仕様書の内容の変更・追加を行う場合がある。

(3) 本業務の成果品の著作権は、全て委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(4) 本業務を通じて知り得た情報を委託契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

これは委託契約の満了後も同様とする。

(5) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(6) 業務実施にあたり、委託仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。